生目地区交流センター自動販売機設置にかかる公募実施要領

1　公募内容

清涼飲料水自動販売機　１台

○設置場所　：生目地区交流センター２階　　大字浮田 3000 番地１

○機　種　　：以下の条件を満たすもの

災害発生時、電力供給がない状態であっても、被災者へ無料で提供することができる飲料用の自動販売機。

○設置可能外形寸法：幅 1,300㎜×奥行き 900㎜×高さ 2,000㎜ まで

○設置期間　　：令和４年４月１８日～令和６年３月３１日（１年毎の許可更新）

○供用開始日　：令和４年４月１８日

2　応募資格者

（１）自動販売機の設置業務が可能で、適切な管理運営ができる法人とし、宮崎市内に本店、支店又は営業所を有していることとします。

（２）次に該当する場合は参加できません。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という）第２条第２号に規定する暴力団のほか次に掲げる者を雇用している法人

（ア）法第２条６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者。

（イ）次のいずれかに該当する者

a 自己、自社又は第３者の不正の利益を図る目的若しくは第３者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしている者。

b 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

c 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

d 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不等に利用している者。

イ　市税を滞納している者

3　公募条件等

（１）使用料等

ア　使用料

宮崎市行政財産使用料条例に基づき売上額の１０％を使用料として徴収。なお、使用料は市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

イ　光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、市指定の配電盤二次側からの配線工事費等の一切の費用は設置者の負担となります。工事施工にあたっては、市の担当者からの指示に従ってください。なお、設置者は、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、使用料とは別に、市が算定した電気料について、市が指定する期日までに納入してください。

ウ　環境配慮

自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

（２）使用上の制限

ア　使用許可書の条件を遵守し、使用料を定められた納入期限までに確実に納めてください。

イ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

ウ　自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することを禁止します。

エ　販売品目は（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入り）とし、酒類の販売は行わないこととします。

（３）維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行ってください。なお盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに設置者の損害について、市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負いません。また、賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

イ　使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、設置者の負担で適切に回収、リサイクルしてください。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行ってください。

エ　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において速やかに対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

（４）原状回復等

設置者は、許可期間が満了し又は許可が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

（５）許可の取消等

ア　許可条件に違反したとき又は市において使用財産を公用もしくは公共用に供する必要が生じたときは、使用許可を取消し、又は使用に制限を加えることがあります。

イ　使用条件を取消し、又は使用に制限を加えることにより使用者に損失が生じる場合があっても使用者はその補償を要求することはできません。

4　応募申込手続

（１）必要な書類

ア　応募申込書　　【様式１】

イ　販売品目一覧　　【様式２】

ウ　委任状（代理人が抽選に立ち会う場合）　【様式３】

エ　暴力団排除に関する誓約書兼同意書　　【様式４】

オ　納税確認同意書　　【様式５】

カ　設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

キ　法人登記簿謄本（現在事項証明書）

ク　印鑑証明書（法人）

（２）申込書等の書き換えの禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。（ただし、不測の事態による場合は除きます）

（３）応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア　応募資格のない事業者が行った応募申込み

イ　応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ　応募申込書等の事業者名、代表者名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ　記名押印を欠く応募申込み

オ　応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ　申込期間以外になされた応募申込み

キ　応募に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み

ク　前各号に掲げるものの他、当該「公募実施要項」に規定する条項に違反した者の応募申込み

（４）その他

電話、ファックス、インターネットによる申し込みは受け付けません。

（５）応募方法等

ア　申込期間

○　令和４年２月８日（火）～令和４年２月２２日（火）

【９時から１７時まで、ただし土・日・祝日は除く】

○　応募者は、「自動販売機設置応募申込書」【様式１】に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申し込んでください。

イ　申込方法

申込みは、郵送又は持参によるものとし、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

ウ　送付先及び受付場所　〒８８０－８５０５　宮崎市橘通西１丁目１番１号

宮崎市役所地域コミュニティ課　地域学習係　冨永宛

（受付場所：宮崎市役所本庁舎５階　　ＴＥＬ：０９８５－４４－１３５６）

５　当選者の決定及び方法

（１）事業者が複数の場合は、施設ごとに、公開抽選により当選者を決定します。

受付の順にくじの順番を決める予備くじを引き、次に本番くじを引いてその結果を当選者とします。

（２）抽選会には、応募事業者の代表者又は代理人が必ず出席してください。代理人が出席される場合には、応募申込書に押印した印での委任状を提出してください。

（３）暴力団関係者の有無を警察に照会後、「参加資格決定書」を送付いたします。

（警察への照会に２～３週間程時間を要します。）

（４）抽選の日時・場所

○　日　時　　令和４年３月１８日（金）１０時３０分

○　場　所　　会議室棟第５会議室（宮崎市役所第２庁舎西側プレハブ）

※　警察からの回答日時によっては、抽選の日時・場所を変更する場合があります。

（５）当選者には、後日決定した旨を通知いたします。

６　設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

（１）正当な理由なくして、使用許可の手続きに応じなかった場合

（２）設置者が応募者の資格を失った場合

７　その他

申込手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とします。

問い合わせ先
宮崎市　地域振興部　地域コミュニティ課　地域学習係
担当　冨永
〒８８０－８５０５
所在地：宮崎市橘通西１丁目１番１号
電話：０９８５－４４－１３５６
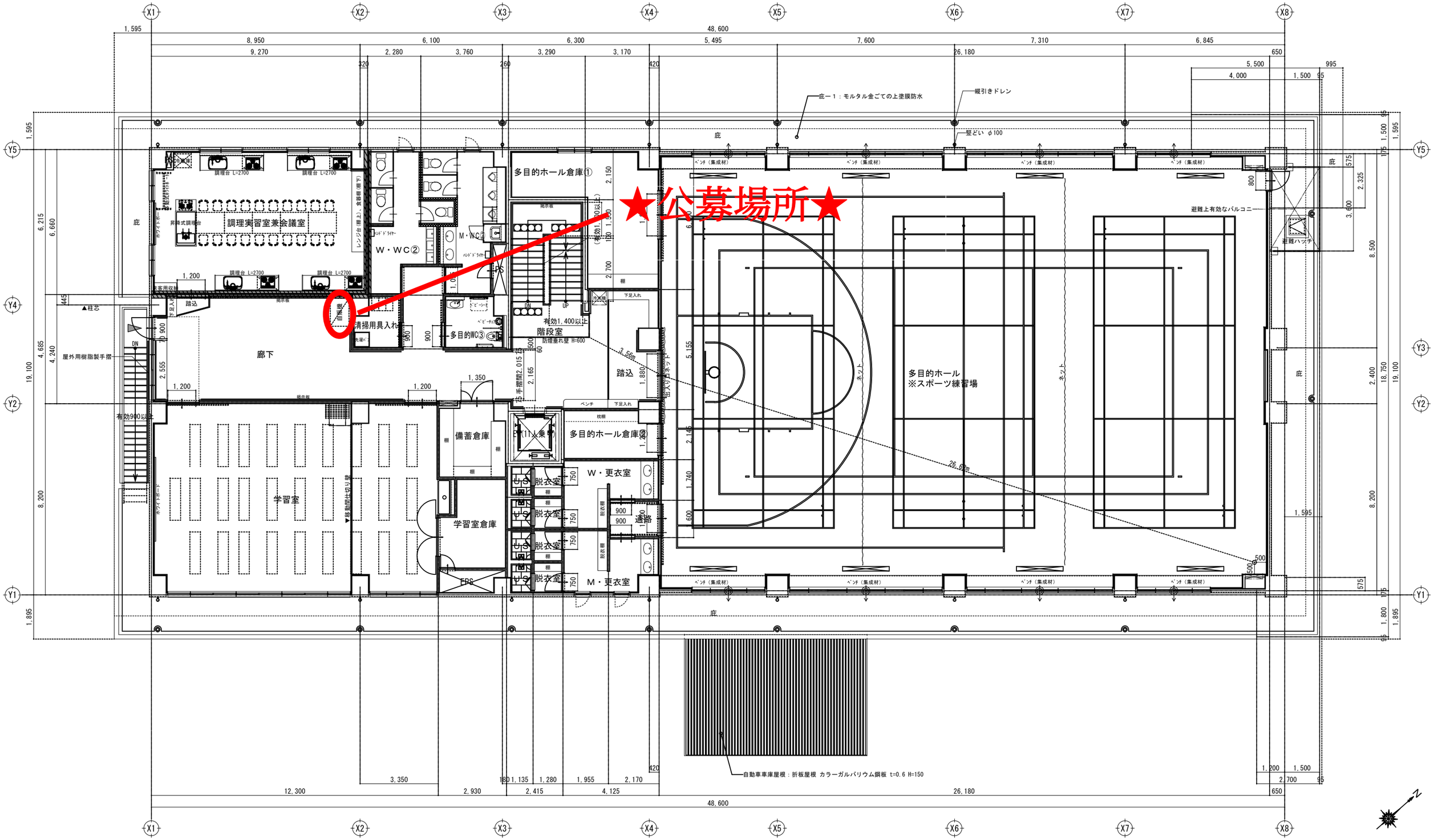
平面図凡例					
±0	2階ＦＬからの仕上げ高さ ※表記なしの箇所は２階ＦＬ±０		屋内用樹脂製手摺 φ40、屋外用樹脂製手摺 φ40		114条区画（１時間耐火構造）
	屋外からの出入り口 ※デッキからの出入り口は除く		総合案内板他 行事板		SUS製換気フード φ100用（床下換気用） （SHINKYOWA SK-SGK100同等品、躯体埋込みＶＰ φ100共）
	乾式遮音壁（躯体間） ※遮音性能:TLD-60以上（YOSHINO A-2000-WI同等品） ※１時間耐火構造認定番号：FP060NP－0198		掲示板又はホワイトボード		
			アリーナ部　床下換気口 200*2000		
	外壁面断熱材